

議案第 1 1 2 号

前橋市福祉医療費の支給に関する条例の改正について

平成 3 0 年 1 1 月 2 8 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

前橋市福祉医療費の支給に関する条例（平成 6 年前橋市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 項中「生活療養標準負担額」の次に「（次条第 1 項第 2 号又は第 3 号に該当する者であって、受療の際に社会保険関係法の規定に基づき保険者から交付を受けた入院時食事療養に係る標準負担額減額認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証（以下「減額認定証」という。）を提示しなかったものについては、食事療養標準負担額を含む。）」を加える。

第 3 条第 1 項第 1 号中「次号、」を削る。

第 6 条の見出し中「受給資格者証」の次に「及び減額認定証」を加え、同条中「、受給資格者証」を「、次に掲げる書類」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 受給資格者証

(2) 減額認定証（第 3 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に該当する受給資格者が、入院時食事療養に係る食事療養標準負担額について福祉医療費の支給を受けようとする場合に限る。）

第 7 条第 2 項中「保険医療機関等」を「県内の保険医療機関等」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行前に行われた医療に係る福祉医療費の支給については、なお従前の例による。